

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十五日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第十五号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和二十六年九月奈良県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

本則第九号を本則第十号とし、本則第八号の次に次の一号を加える。

九 妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があるため、当該職員が適宜休息し、又は補食する場合

附 則

この規則は、公布の日から施行する。